



# 単身高齢者世帯等 除雪支援金交付事業

自力で除雪ができない高齢者世帯等を対象に、近隣の方や業者等へ有償で除雪を依頼した場合、除雪支援金を交付します。

高島町に住所があり、65歳以上の高齢者・身体障害者手帳をお持ちの方のみで世帯が構成されている。

はい

自力での除雪ができず、親族などの支援(実際の除雪作業以外の金銭的支援も含む)も難しい。

はい

令和3年(2021年1月～12月)の収入が、  
1人世帯・・・120万円以内 2人世帯・・・180万円以内  
3人以上世帯・・・180万円に3人目以降、  
1人60万円を加算した金額以内

はい

**支援金交付対象になります**  
希望される方は申請手続きをお願いします。

いいえ

いいえ

いいえ

支援金交付対象外です。

## ◆ 支援金額と手続きについて

①屋根の雪下ろし、屋根からの落雪の除雪 上限額 30,000円

②玄関から公道までの間口除雪 上限額 10,000円

①と②  
あわせた場合  
上限額 35,000円

時期	手続き	持ち物
12月～	希望者は、健康長寿課(げんき館)に「課税台帳閲覧承諾書」等を提出する。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 前年収入が分かるもの
提出後 1週間程度	健康長寿課から、対象の可否の通知と申請書類一式が届く。	
～3月10日	健康長寿課(げんき館)に、申請書類一式を提出する。(ひと冬で除雪にかかった金額をまとめて報告する)	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 明細書 <input type="checkbox"/> 領収書または請求書の写し <input type="checkbox"/> 振込口座が分かるもの
3月末	健康長寿課から決定通知が届き支援金が振り込まれる。	

申請締切：令和5年 **3月10日(金)**

お問い合わせ：高島町健康長寿課(げんき館内)

高齢者支援係

**☎0238-52-4478**